

大阪版認定農業者支援事業の概要

農業・農産物の供給に農産物を供給し大阪の地産地消に貢献する農業者、援農ボランティア組織などが行う機械・施設の整備を直売所や学校給食に農産物を供給し大阪の地産地消に貢献する農業者、援農ボランティア組織などが行う機械・施設の整備を支援するため以下の事業を行う。

事業区分	事業内容	対象施設	事業主体	採択基準	補助率	備考	
大阪版認定農業者支援事業	大阪府経営強化型農業者支援事業	<p>①安定的な農産物供給を担う主力となる国認定農業者および国認定農業者と同程度の農業経営を目指す農業者が行う機械・施設の整備を支援する</p>	<p>1) 農業用機械 * レンタル用を含む * 農作物の生産や選別又はほ場管理用のものに限る</p> <p>2) 共同利用施設 * 集出荷場、農産加工施設、冷蔵庫等</p>	<p>大阪府認定経営強化型農業者の組織する団体・農業法人</p> <p>農業協同組合（優先枠に限る）</p>	<p>1) 対象地域 * 今後相当長期にわたり営農を継続することが確実に見込まれる農地 * 宅地化農地は除く</p> <p>2) 取組農家 * 施設・機械の利用者(受益農家)の内、3戸以上が大阪府認定経営強化型農業者であること</p> <p>3) 実施計画を府が承認 * 事業主体やその構成員が作成する「農業経営計画」から見て妥当性のある農業用機械、施設であること * 受益農家数、生産・処理量等から見て適正な規模の機械、施設であること</p>	1/3以内	補助対象事業費は、1事業あたり概ね1,000千円以上10,000千円以下とする
	大阪府地域貢献型農業者等支援事業	<p>①新鮮で安全な農産物を広く府民に供給する取組を促進するため、小規模でも直売所へ出荷するなど大阪の地産地消に貢献する農業者に対し、直売関連施設等の整備を支援する</p> <p>②農業者の減少、高齢化による遊休農地の増大等に歯止めをかけ、農業の持つ多面的機能を保全するため、援農ボランティアなどの府民組織や大阪型集落営農組織、農協等による農作業の受委託や協業化を進めるために必要な機械・施設等の整備を支援する</p>	<p>3) 直売所関連施設 * 直売所等へ出荷するための加工品類の製造機器を含む</p>	<p>大阪府認定地域貢献型農業者の組織する団体・農業法人</p> <p>大阪府認定地域営農組織</p> <p>農業協同組合（優先枠に限る）</p>	<p>1) 対象地域 * 今後相当長期にわたり営農を継続することが確実に見込まれる農地 * 宅地化農地は除く</p> <p>2) 取組農家 * 施設・機械の利用者(受益農家)の内、3戸以上かつ概ね3割以上が大阪府認定地域貢献型農業者であること * ただし、大阪府認定地域営農組織が事業主体の場合は、前項に関わらず、組織構成員が3戸以上であること * 農業用機械をレンタルする場合には受益農家(組織構成員)は3戸以上の大阪府認定地域貢献型農業者であること</p> <p>3) 実施計画を府が承認 * 事業主体やその構成員が作成する「農業経営計画」から見て妥当性のある農業用機械、施設であること * 受益農家数、生産・処理量等から見て適正な規模の機械、施設であること * 直売所を新規開設する場合には当該直売所に農業管理指導士等を置くこと</p>	1/3以内	<p>補助対象事業費は1事業あたり概ね600千円以上5,000千円以下</p> <p>ただし直売所を新規開設する場合には、上限事業費を概ね10,000千円とする</p> <p>レンタル料は原則として「事業主体負担金(事業費-補助金)/当該機械の耐用年数×年間管理費」以内とする</p>

